

大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアル

素案

平成22年10月29日

ユニバーサルデザイン・コンソーシアム

株式会社ユーディ・シー

目次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	4
3. デザイン基準	
(1) 視覚情報	7
(2) 触覚情報	10
(3) 聴覚情報	12
(4) 嗅覚情報	13
(5) 非常時の情報伝達	14
(6) 構造・素材	15
4. チェックシートの考え方	18
5. チェックシート	20
6. 参考資料	27

1. はじめに (案)

大垣市では、「飛躍」、「輝き」、「安心」の3つをキーワードとする「ダイナミックシティ大垣」の創造に向け、市民が安全で安心して暮らし続けられるとともに、大垣市を訪ねる人々が感動し楽しんでいただけるよう「安全・安心の都市づくり」を推進しています。

この実現のためには、人々の思いやりや情報交流、協働の仕組みづくりを中心とするソフトの充実と、誰もが安心・快適に利用できる施設や設備などのハードの整備を同時に推し進めていくことが必要です。そこで本市では、平成20年9月に「住んでよし、訪ねてよし、すべての人に優しい、思いやりいっぱいのもち・大垣づくり」を基本理念とする「大垣市ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。

この指針では、「人々の意識」、「公共施設や民間施設」、「製品・もの・サービス」、「情報内容と伝達方法」の4つの分野で、「ユニバーサルデザインのまちづくり理念」を具体化していくこととしています。

その取り組みの一環となるのが、公共施設や民間施設におけるユニバーサルデザインの推進であり、庁舎や教育・文化施設などの公共施設や商業施設などの民間施設において、市民が安全・安心に移動できるのはもちろんのこと、快適かつ円滑に利用できるようにしなければなりません。併せて、大垣市を訪れる人々に感動してもらえるよう、思いやりの心と地域特性を考慮した情報提供を行うことも必要です。

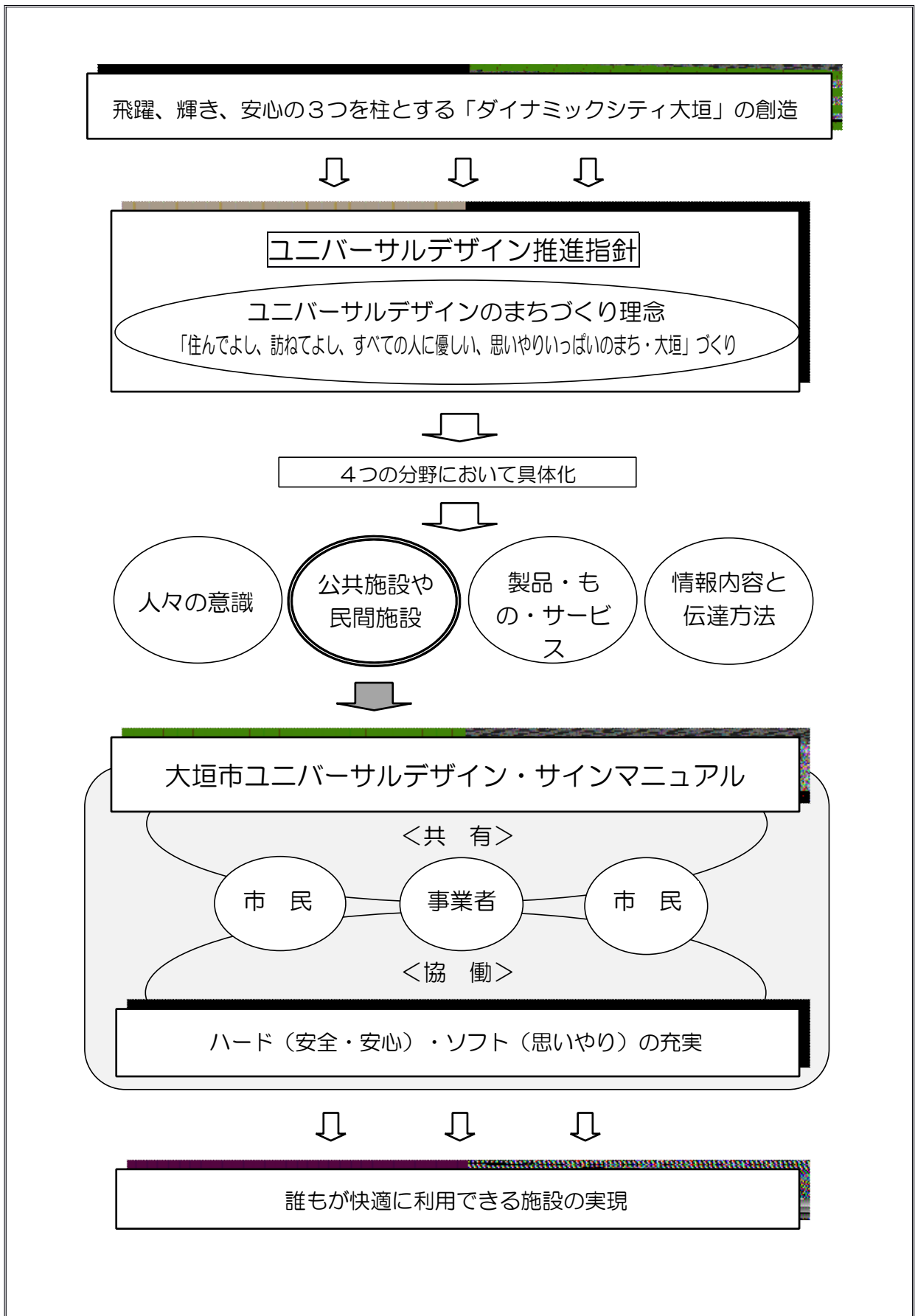
このため、今回、「大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアル」を策定し、ソフト・ハードの両面から、こうした公共施設をはじめ、多くの方が利用される施設におけるサインの整備を推進していくものとします。

※ユニバーサルデザインとは

はじめから、すべての市民の多様なニーズを考慮して、性別・年齢・身体的特性・国籍などの違いにかかわらず、すべての市民が安全かつ安心して生活できるよう、建物・施設・公共交通、製品・もの・サービス、情報などを計画的に設計する考え方です。

(「大垣市ユニバーサルデザイン推進指針」より)

概念図



2. 基本的な考え方

(1) 思いやりとおもてなしの心を込めた情報発信

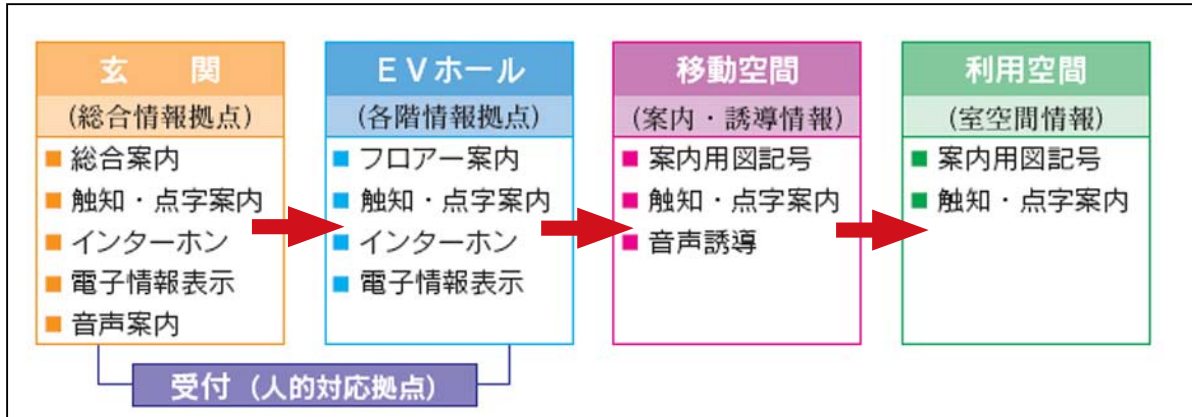
- ① ユニバーサルデザインの基本は人々の思いやりの心です。利用者を第一に考え、正しい情報発信を行うとともに、ハードとソフトを相互に補完し誰もが安心・快適に利用できる環境を整えます。
- ② 利用者が目的を達成できるようサインをシステム化するとともに、紙媒体やデジタル媒体など他の情報メディアでも補完します。

利用者の特性

対象者	特性（配慮すべきこと）
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・前屈みの姿勢になり高い位置のサインが見つらくなります。 ・白内障等により水晶体が白濁・黄濁し、細かな文字の判読や色の識別が困難になります。 ・難しい用語や複雑な情報を覚えられないことがあります。 ・情報を理解するために時間を要することがあります。
視覚障がい者 (全盲)	<ul style="list-style-type: none"> ・明るさの違いなどを判別できる場合がありますが、基本的に触覚や聴覚による情報を入手する必要があります。 ・触覚では複雑な情報の入手が困難です。音声による情報提供が有効です。 ・初めて訪れる施設では、触覚による情報提供があっても理解が困難です。 ・単独で歩行する方と介添人の手引きで歩行する方がいます。(視覚障がい者誘導用ブロックなどの触覚情報は、単独歩行をする方が主に利用します。)
視覚障がい者 (弱視など)	<ul style="list-style-type: none"> ・視力が低い方、色覚障がいの方、視野が欠損している方など様々な方がいます。 ・サインの存在に気づかない場合があります。 ・細かな文字の判読や色の見分けが困難になります。 ・視野が狭くなり、高い位置のサインが見つらくなります。 ・サインなどを正確に確認できず、誤って理解する場合があります。
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・座位姿勢となるため、高い位置のサインが見つらくなります。 ・サインに容易に近づけない場合があります。 ・案内誘導された経路上に段差等のバリアがあると、引き返すことになります。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・目線が低い位置にあります。 ・理解力や判断力に年齢差や個人差があります。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語がよくわからない方がいます。 ・生活習慣が異なる方がいます。

(2) 安全・安心に移動するためのサイン・システム

- ① サイン表示は正確かつ必要な情報であることはもちろん、利用者が理解できるように利用者の視点で分かりやすく表示します。
- ② サインの配置は、移動ルートと分岐点、誘導拠点を設定し、体系化・連続化させることにより、その拠点で必要な種類のサインを効果的に行います。



連続・体系化されたサインの例

(3) 地域特性を考慮した感性豊かなデザイン表現

- ① サインのデザインは、美しさを追及するとともに大垣市の文化を発信し、共感や感動をもたらす表現とします。
- ② サインのデザインは、エコロジーや周辺環境に配慮した表現や形態とします。

大垣市の文化の例



(4) 利用者にとって最適な情報伝達

- ① 日々変化する様々な情報や利用者のニーズに対応するため、常にサインを見直し、必要に応じて更新するものとします。
- ② 多様な利用者ニーズを反映させるため、サインの計画や改修等に当たってはさまざまな人々との協働作業を行います。

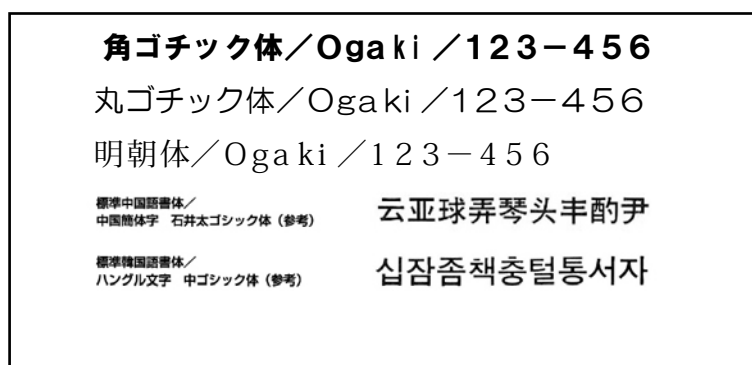
3. デザイン基準

(1) 視覚情報

① 書体（フォント）

視覚機能の違いにかかわらず、誰もが分かりやすいことが基本となります。ぼやけて見えても線がつぶれたり、かすれても線が消えてはいけません。

- 誘導サインでは、和文の場合、離れた距離でも可読性の高いゴシック系が、欧文では、「ヘルベチカ」などサンセリフ系書体が望ましいとされています。
- 表示が文章表現の場合は明朝系の方が読みやすいとされています。
- 設置場所の特性により雰囲気を変えたい時には、丸ゴシック系などがふさわしい場合もあります。情報内容や地域特性を考慮する必要があります。
- 中国簡体字やハングル文字は、標準的なものを選択します。



サインで用いられる主な書体

② 文字の大きさ

さまざまな視力に配慮し、視距離に応じた文字の大きさを選択します。判読に必要な文字の大きさは、利用者の視距離や移動速度によって決まります。国土交通省などのガイドラインで提示されている数値を基準とし、それよりも小さいものは使用しないこととします。

○ 視距離の設定

- ・ 一般的な誘導サインは 15 m を基準とします。
- ・ 遠くから視認する誘導サインや位置サインは 20 m 以上とします。
- ・ 近くから認識する案内サインなどは 5 m 以下とします。

視認距離別文字高の目安

視認距離	案内用図記号の基準枠寸法	和文の文字高	英文の文字高
遠距離 (30 m)	360mm 以上	120mm 以上	90mm 以上
中距離 (20 m)	240mm 以上	80mm 以上	60mm 以上
近距離 (10 m)	120mm 以上	40mm 以上	30mm 以上
近距離 (5 m)	60mm 以上	20mm 以上	15mm 以上
至近距離 (1 ~ 2 m)	35mm 以上	10mm 以上	7mm 以上

(出典) 交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

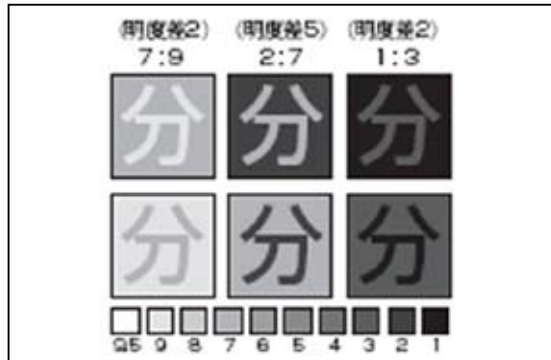
③ 色彩

すべての人々にとって内容が見やすく、わかりやすい表現となることを基本とします。

○ 明度差

- 文字や図の色と背景色との明度差を5以上確保します。

※明度差：明るさの度合いを示します。0～10程度までの数値を使い、明るい色ほど数値が大きく、暗い色ほど数値が小さくなります。



明度差の目安

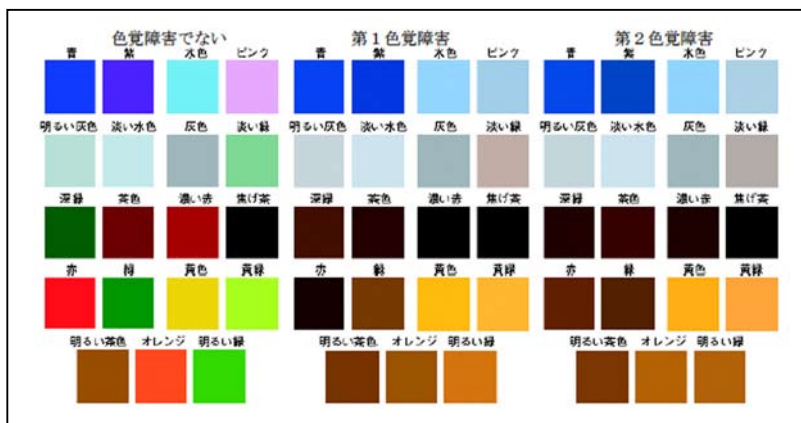
○ 色の組み合わせ

- 色の判別がしにくい組み合わせ（「青と黒」「黄と白」「オレンジと黄」など）は避けます。
- 色覚障がいのある人に配慮し、カラーバリアフリーを考慮します。

※色覚障がい：その大多数を赤緑色覚障がいと言われる第1、第2色覚障がい占めており、赤～緑の波長域において、明度が類似した色の見分けが困難になります。また、赤が暗く感じられるため「濃い赤」はほとんど「黒」に見えます。日本人男性の20人に一人、女性の500人に一人に色覚障がいがあるとされています。

※カラーバリアフリー：色弱者が区別しにくい配色（「赤と緑」「赤と青」など）を避け、明度差や形状の違い、文字・記号などを併用し、情報を正しく伝えることを示します。

- 避難経路などの重要事項については、分かりやすい色で明示します。



色覚障がいの無い人とある人の色の見え方の一例

④ 言語・表記

- 日本語と英語の2カか国語表示を原則とします。
- 案内サインの場合はより多くの人々に対して情報を伝達できるよう、地域特性に配慮した多国語表記（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等）を必要に応じて取り入れます。
- 公共施設については、同一施設はもちろんのこと、異なる施設であってもできるだけ統一した表記を用います。

⑤ ピクトグラム（案内用図記号）

幅広い年齢層や外国人に直感的に伝えることができる手段として、ピクトグラムを積極的に活用します。

- 原則として JIS 案内用図記号を使用します。

※ JIS 規格の一部ピクトグラムは、基本的な概念を変えない範囲で図形を変更して用いることができません。詳しくは、日本工業規格に制定されている「標準案内用図記号ガイドライン」を参照してください。

- JIS 案内用図記号に表記されていないピクトグラムに関しては、必要に応じて JIS 案内用図記号の考え方に沿って作成します。
- 周知されていない図記号については、同じ視認距離から読める大きさの和文、英文などを併記します。

主な JIS 案内用図記号（「標準案内用図記号ガイドライン推奨度 A」より抜粋）





⑥ レイアウト

文字やピクトグラム配置、空き等のレイアウトで美しさを追及します。

◇文字組みは右記サイズを基本としますが、ピクトグラムのサイズについて文字と同等の視認性を持たせた場合のサイズであり、表示面のサイズに応じて縮小することもできます。(大きすぎる表示面は景観阻害となる可能性があります)

3.0h

0.8h~1.0h

0.3h

バス乗降場
Bus Stop

h

0.2h

0.75h

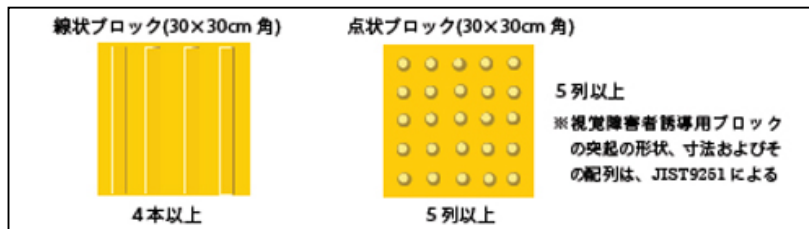
レイアウトの例

(2) 触覚情報

さまざまな身体・知覚能力に配慮し、視覚情報のみに頼らず五感に訴える情報発信を必要に応じて行います。視覚障がいのある人々に対しては、必要に応じて触覚情報サインを設置します。

- ① 安全・安心に利用できるように、わかりやすく、連続性のあるサインを配置します。
- ② 必要に応じて触覚に訴えるさまざまな方法を併用し、正確な情報伝達を行います。
- 視覚障がい者誘導用ブロック

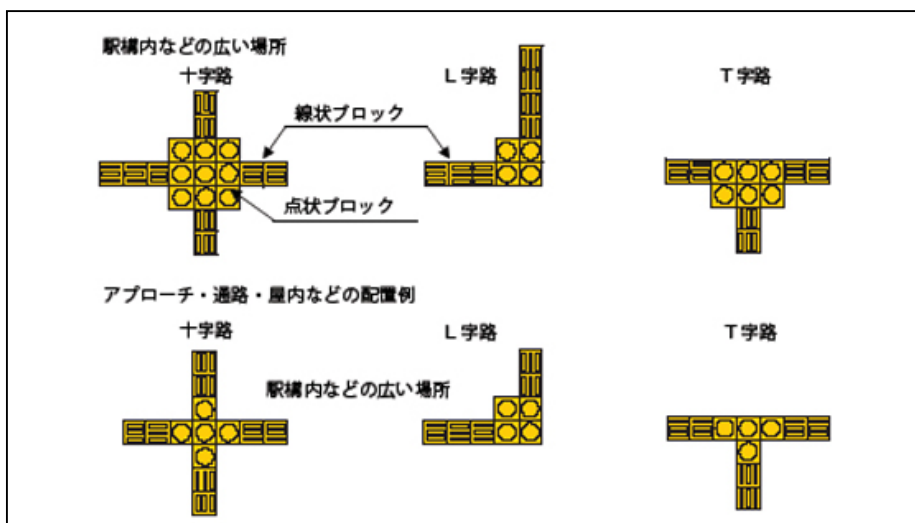
※視覚障がい者誘導用ブロック：目の不自由な人に対する誘導や段差の存在等の警告・注意喚起を行うために路面に敷設されたブロックのことを示します。誘導のための線状ブロックと注意喚起のための点状ブロックがあります。



線状ブロックと点状ブロック

・ 敷設方法

- ア 点状ブロックは、分岐点や屈曲部、注意を促す部分（道路と敷地との境界、階段やスロープの上下端、点字案内板、エレベーターの操作ボタン前、横断歩道手前、立体横断施設の出入口部など）に設置します。
- イ 点状ブロックは、警告や注意喚起などの対象となる部分から一定の間隔（30cm程度が目安）を確保して敷設します。
- ウ 誘導ブロックは方向感覚をつかみやすいよう、斜め方向や曲線を避け、連続性や視認性を確保したうえで、人的な対応ができる受付まで敷設します。



線状ブロックと点状ブロックの敷設方法

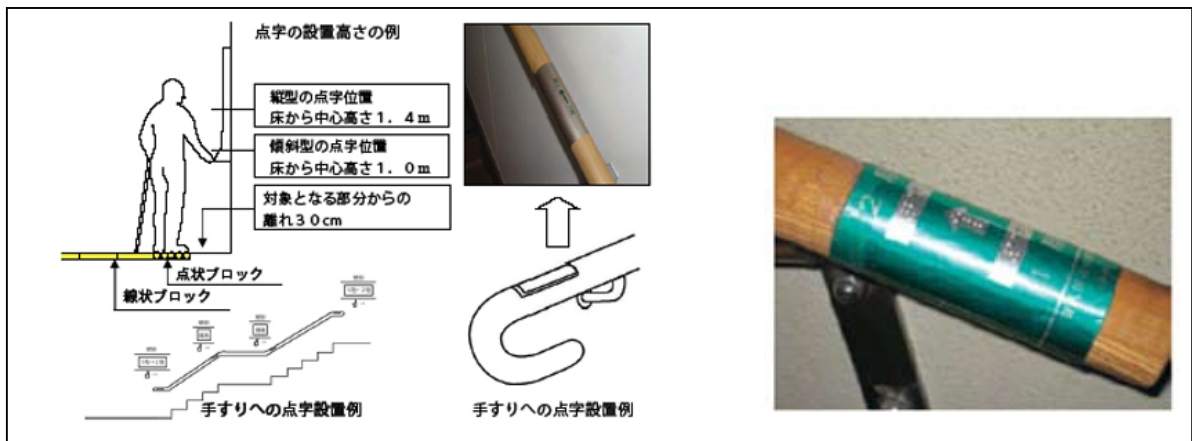
- ・ 形状・材質
 - ア 「J I S T 9251」に規定された形状・寸法に従います。色は視認性が高く、弱視の人も見分けやすい色（黄色など歩行面との明度差を確保できる色）を原則とします。
 - イ 安全性を考慮し、硬質の滑りにくい材質を採用します。
- ・ その他配慮事項
 - ア 車いす使用者、ベビーカーの利用者などさまざまな人々の移動に支障がないよう、敷設位置に注意します。
 - イ 傾斜路では、手すりに沿って両側（路幅が狭く車いすの通行に支障をきたす場合などを除く）に設置します。
 - ウ 屋外では、原則として、歩道の中心から民地側（車道の反対側）に敷設します。
 - エ 視覚障がい者誘導用ブロックだけではなく、触感や足音の違う床材や手すりによる誘導についても検討します。

○ 点字サイン・触知案内図

- ・ 多くの情報を盛り込まず、優先順位の高い情報を提供します。
- ・ 手すりには点字表示を行い、階段の到達階や方向、トイレの位置等を知らせます。
- ・ トイレなど特定の目的地に正確に移動できるよう、触知案内図を設置します。
ただし、メンタルマップを描くことが困難な利用者には人的介助など他の誘導手段を併用します。

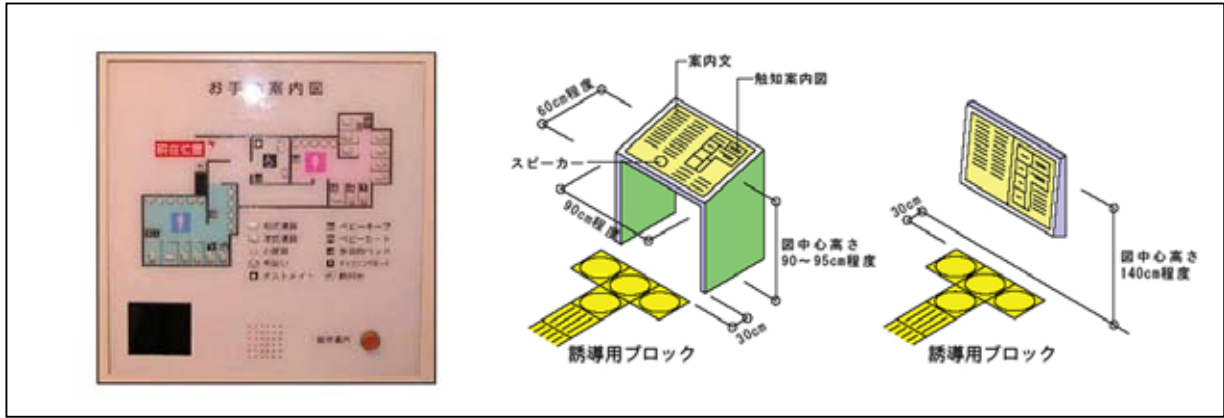
※触知案内図：絵や文字を浮き出させ触覚に訴える地図を示します。
 ※メンタルマップ：各人の頭の中に記憶で描かれる主観的な地図を示します。

- ・ トイレ入口には、トイレ内の空間を認知できるような触知案内図を設置します。
- ・ 触知案内図の設置場所を伝えるための音声誘導案内を設置します。
- ・ 表示面を清潔に保つためにできるだけメンテナンスしやすい素材を選びます。



手すりの点字の高さ

手すりの点字



トイレの触知案内図

触知案内図の形状と高さ

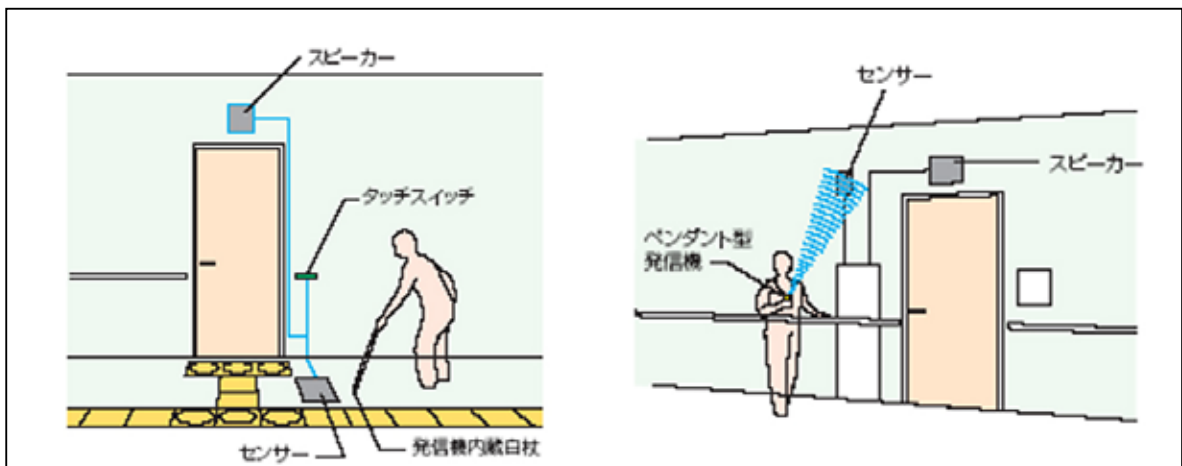
(3) 聴覚情報

五感に訴える情報発信として、必要に応じて音サイン等による情報発信を行います。

① 情報誘導システム

音声により方向や位置、サービス情報等を提供することが効果的な場所では、音声誘導案内システム、タッチ式音声案内システム、人感知音声案内システム等を必要に応じて設置します。

- 音声案内誘導システムは、施設用途に応じて建物内の設備機器から音声が出るものや、視覚に障がいのある人が携行している受信機に音声を送信するもの等から選択します。
- 音声案内誘導システムは、音声をはっきり聞き取れ、音声発生場所が明確に把握できるようにします。
- 出入口やトイレの入り口等では、チャイム等の音響案内装置を設置します。



杖式システム

建物内の設備機器から音声を発信

ペンダント式システム

受信機に音声を送信

② 情報伝達システム

誘導案内や会議室での情報伝達などでは、**必要に応じて補聴援助システム**（磁気誘導ループ式、赤外線式、FM補聴装置など）を**配備します**。

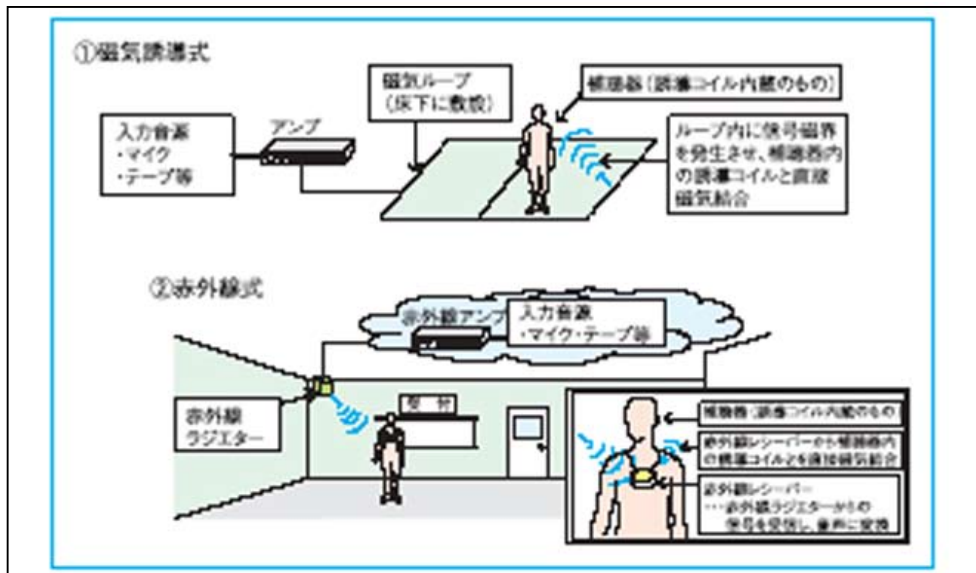
※磁気誘導ループ式：入力音源（マイク、テープなど）からの音声信号を、床下の導線（磁気ループ）へ流してループ内に信号磁気を発生させ、補聴器（誘導コイル内蔵のもの）などで音を聞く**方式を示します**。

※赤外線式：入力音源（マイク、テープなど）からの音声信号を、赤外線アンプ、赤外線ラジエーターを通して赤外線で送信し、赤外線レシーバーと補聴器（誘導コイル内蔵のもの）などで音を聞く**方式を示します**。

※FM補聴装置：入力音源（マイク、テープなど）からの音声信号を、FM波で送信し、補聴器（FM受信機を内蔵のもの）などで音を聞く**装置を示します**。

③ その他の音サイン

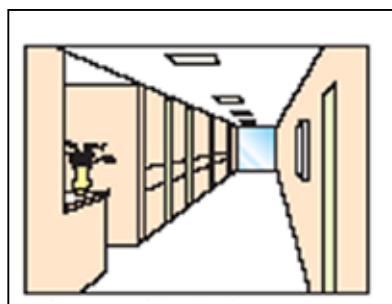
- 音楽（BGM）や水の音などにより、空間を認知できるようにします。その際、複数の音サインが氾濫しないように**注意します**。



磁気誘導式および赤外線システム図

(4) 嗅覚情報

アロマや花など香りを発するものを廊下の曲がり角や階ごとに配置する等、必要に応じて空間認識を助ける配慮を心がけます。ただし人によっては好き嫌いがあるので、香りへの嗜好に注意を払う必要があります。



生け花を廊下に置いた例

(5) 非常時の情報伝達

非常時（地震、火災などによる被災時）には、すべての人に情報を素早く確実に伝達しなければなりません。

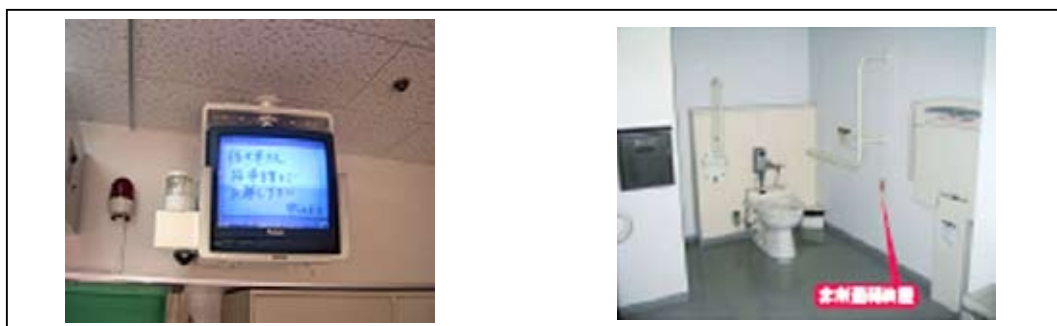
① 伝達手段

○ 非常警報設備

- ・ 建物内には、消防法に基づき非常放送設備（火災報知機などと連動した自動放送設備）を設置します。
- ・ エレベーターには、聴覚障がいのある人向けに必要に応じて災害発生を知らせるモニターを設置します。

○ 非常通報装置

- ・ トイレ（多目的トイレ）には、非常通報装置を設置します。
- ・ 非常通報装置は人が倒れた場合にも操作ができるよう、位置や操作性に配慮します。



モニターの設置例

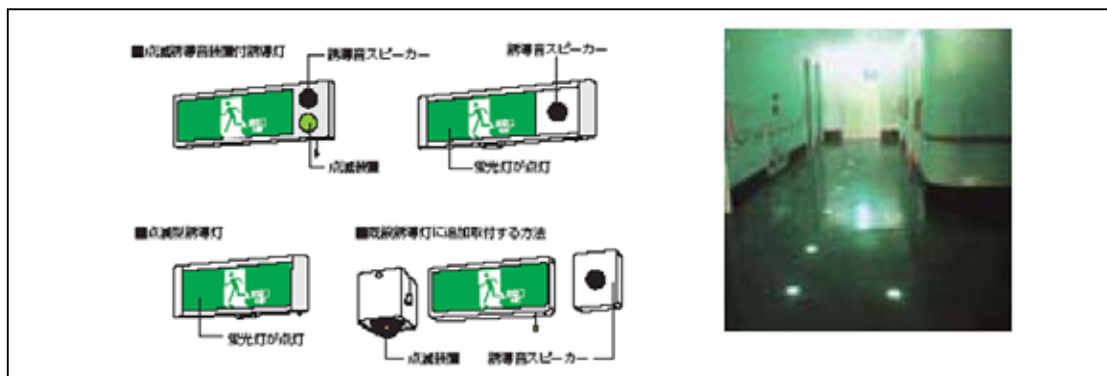
トイレの非常通報装置例

② 誘導

○ 防災設備機器

- ・ 避難誘導灯は、視覚や聴覚に障がいのある人々に配慮し、必要に応じてスピーカーや発光・点滅装置等を併設させます。
- ・ 避難誘導灯は煙を避けるため、低姿勢でも避難方向がわかる位置や高さに併設します。
- ・ 必要に応じて光走行式避難誘導装置を設置します。

※光走行式避難誘導装置：光源列を避難方向に向かって床に配置し、これらを順次点滅させて避難口へ誘導する装置を示します。



非常誘導灯の例

光走行式非難誘導装置の例

(6) 構造・素材

① 大きさ

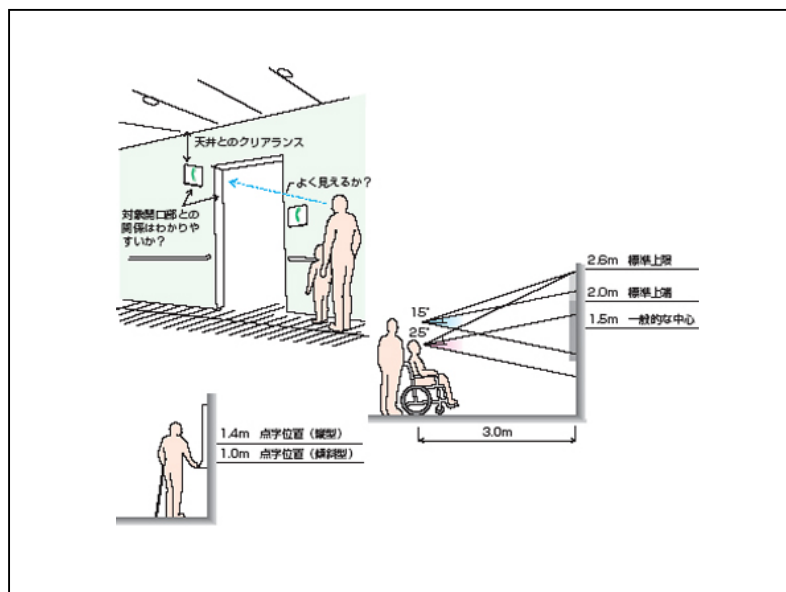
- 近くから視認するサインの場合、床面から高さ 1250mm 程度（平均身長の人と車いす使用者の中間の視点）を表示面の中心とします。
- 案内サインのように大型の表示面の場合、誤読率が増加する視方角（45°）の限界を超えないようにします。

② 高さ

- 遠くから視認するサインの場合、サインの上端を 2.5m 以上の高さに設定します。

③ その他の仕様

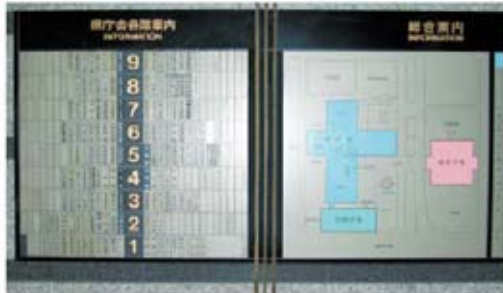
- 車いす使用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提に、低い視線への配慮と足下の蹴込みの確保を行います。
- 夜間や暗がりでも見やすいよう、主要な拠点に設置される総合案内サインでは必要に応じて照明設備を設置します。
- 視認性、安全性、メンテナンス性に優れ、かつ更新や撤去がしやすい素材を用います。



サインの高さと角度

サインの種類と特性

サインの種類	サインの特性
案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地を含む建物全体や周辺環境などを知らせるとともに、現在地との位置関係を案内します。 ・ 比較的多くの情報を盛り込むことができます。 ・ 地図表現の場合、現在地を記載すると理解しやすくなります。 ・ 施設入口や立ち止まることが可能な場所に設置します。
誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目的地への方向を指示します。 ・ 矢印と施設名称などを組み合わせて表示します。 ・ 移動しながら見ることが多いので、単純かつ明解なデザインにします。 ・ 歩行者などによって遮られない場所に設置します。
位置サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目的場所の位置を知らせます。 ・ 文字とともにピクトグラム（案内用図記号）等を用いるとわかりやすくなります。
規制サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の行動を規制します。 ・ 文字とともに色彩やピクトグラム等を用いて禁煙や進入禁止などを直感的に知らせます。



案内サイン



誘導サイン



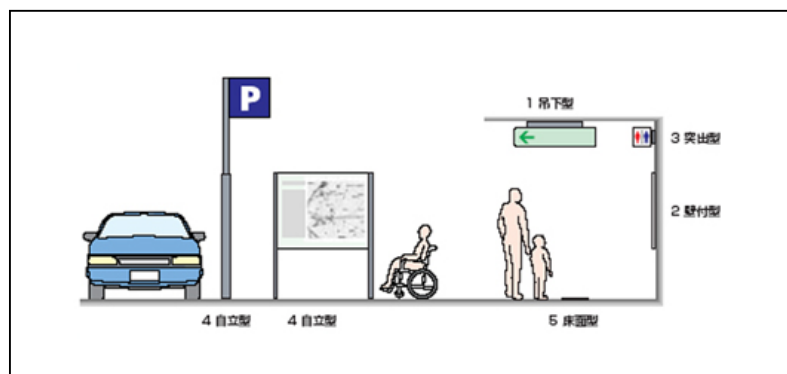
位置サイン



禁止サイン

サインの設置方法と配慮事項

設置方法	配慮事項
吊下型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天井からつり下げて設置します。 ・ 歩行者に遮られることがないため、人通りの多い所での設置に適しています。 ・ 車いす使用者など目線の低い人への配慮が必要です。 ・ 低い目線（車いす使用者や子ども）から見上げる際の角度に配慮した高さとして、床面からサイン下端まで2.4 mを目安とします。
壁付型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 壁面などに設置します。 ・ 位置や詳細な案内に適しています。 ・ 床面からサイン上端まで2.0 mを目安にします。
突出型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 壁面から通路側に突出して設置します。 ・ 比較的狭い通路に面した施設の入口などでの設置に適しています。 ・ 低い目線（車いす使用者や子ども）から見上げる際の角度に配慮した高さとして、床面からサイン下端まで2.4 mを目安にします。
自立型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存在を強調したり、他に掲示方法がない場合に用います。 ・ 歩行動線の邪魔にならないように設置します。
床面型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導ブロックや避難誘導灯、床面のグラフィックサインなどを示します。 ・ 表面の摩耗や、交通量の多い場所で障がい物にならないようにします。



サインの設置方法

4. チェックシートの考え方

(1) 対象領域

① ハード面

利用者の動線に沿った情報拠点（敷地出入口、建物出入口、玄関ホール、案内カウンターなど）、移動空間（廊下、エレベーター、エスカレーター、階段など）、行為空間（各室、トイレなど）をチェック場所とし、設置された各種視覚サインや五感に対応する誘導サイン（誘導用ブロック、点字サインなど）をチェックします。

② ソフト面

ハードを補完する意味において、人的サービスによる案内誘導、や管理上における案内誘導の阻害要因（障がい物など）をチェックします。

(2) チェックの視点

① 情報弱者にとってわかりやすく使いやすいことはすべての人々にとってもわかりやすく使いやすいことから、高齢者、視覚障がい者（全盲）、視覚障がい者（弱視）、車いす使用者など、それぞれの利用者の視点でチェックする。

② 外国人、子ども、聴覚障がい者などの視点が必要な場合は、追加して行う。

③ 実現可能性や法規制等さまざまな要因に配慮し、チェック項目に優先順位を設ける。

(3) 疑似体験によるチェック

① 障がい当事者の体験を共有するため、必要に応じて疑似体験装具（「色弱者体験ゴーグル」や「車いす」など）などを活用する。

(4) チェック結果の活用

① 施設のサインの見直しにあたり、チェックの結果については新たな施設や既存施設に適宜反映させる。

(5) チェックの手順

① 利用者の視点に立って行えるよう、利用者の動線に沿って行う。

② 「チェックルート」を設定し、ポイントとなる空間ごとに「サインのチェックシート」を作成、記入する。

(6) チェックの対象となる空間、サイン、案内図、非常時の情報伝達

以下の対象をチェックする

① 移動空間

○ 敷地出入口・駐車場・敷地内通路

○ 建物出入口・玄関ホール

- 廊下
- エレベーター、エスカレーター、階段

② 行為空間

- 案内カウンター
- トイレ
- 各部屋（目的場所）
- 休憩場所

③ ソフト対応

- 人的サービス
- 管理運営

④ 案内サイン、誘導サイン、位置サイン、規制サイン

⑤ 案内図

⑥ 非常時の情報伝達

(7) チェックシートの記入方法

チェックシートは、**それぞれの**利用者などの視点から客観的に評価する。

- ① **施設名、所在地、施設用途、調査を行う日時等、必要項目**を記入する。
- ② 評価は「○（該当する）」、「×（該当しない）」、「△（どちらともいえない）」で行う。
- ③ 備考には、「改善が必要な点」や「理由」などを記入する。

5. チェックシート

チェックシート			
施設名			
所在地			
施設用途			
管理運営体制			
本庁所管部課			
調査年月日		調査時間帯	
調査実施者名		団体名・人数	
疑似体験	<input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 白内障 <input type="checkbox"/> 色覚障がい <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
調査のメモ			

① 移動空間		
○ 敷地出入口・駐車場・敷地内通路		
・ サインによる誘導		
チェック項目	○×△	ページ
ア 敷地出入口付近に施設名称のサインがわかりやすく表示されていますか？		6-9
イ 駐車場のサインはわかりやすく表示されていますか？		6-9
ウ 敷地内通路のサインはわかりやすく表示されていますか？		6-9
エ 建物出入口までの経路が複雑な場合、経路を示す誘導サインが設置されていますか？		6-9
・ 視覚障がい者への配慮		
ア 敷地出入口を経て建物出入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが連続して敷設されていますか？		10-12
イ 誘導用ブロックの色は舗装材の色との明度差が確保されていますか？		10-12
ウ 誘導用ブロックは、不要な分岐点や屈曲点が無く明快に敷設されていますか？		10-12
エ 建物出入口へ誘導する音サインがある場合、離れたところからも聞き取れますか？		10-12

○ 建物出入口・玄関ホール		
・ サインによる案内誘導		
ア 建物出入口（外側）に、建物や施設の名称がわかりやすく表示されていますか？		6-9
イ 受付や総合案内サインは、玄関から入ってすぐに分かる位置にありますか？		6-9
ウ エレベーターやエスカレーター、階段の位置を示すサインがすぐに分かるよう表示されていますか？		6-9
・ 視覚障がい者への配慮		
ア 触知案内図または呼び出しインターホンが設置されていますか？		10-12
イ 触知案内図・インターホンまで視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていますか？		10-12
ウ 誘導用ブロックの色は床材の色との明度差が確保されていますか？		10-12
エ 視覚障がい者誘導用ブロックは、不要な分岐点や屈曲点が無く明快に敷設されていますか？		10-12

チェック項目	○×△	ページ
オ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		10-12

○ 廊下		
・ サインによる案内誘導		
ア 曲がり角に目的地への誘導サインがわかりやすく設置していますか？		16-17
・ 視覚障がい者への配慮		
ア 手すりがある場合、手すりに室名などを点字で表示していますか？		11
イ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		10-12

○ エレベーター、エスカレーター、階段		
・ サインによる案内誘導		
ア 離れた位置からエレベーター、エスカレーター、階段の位置を示すサインを確認できますか？		6-9
イ ホールの階数表示はわかりやすく表示されていますか？		6-9
ウ ホールに各階案内サインやフロア案内図が設置されていますか？		6-9
・ 視覚障がい者への配慮		
ア エレベーター操作盤の位置に視覚障がい者誘導用ブロック（点状）が敷設されていますか？		10-12
イ 視覚障がい者誘導用ブロックは、最も近い位置のエレベーターに誘導していますか？		10-12
ウ エレベーター操作盤には正しく点字表示がされていますか？		10-12
エ エレベーターの到着、昇降方向を案内する音声案内はありますか？		10-12
オ エスカレーターの進入箇所付近に視覚障がい者誘導用ブロック（点状）が敷設していますか？		10-12
カ 階段の上端・下端に視覚障がい者誘導用ブロック（点状）が敷設していますか？		10-12
キ 手すりの水平部に階数、フロア情報などを点字で表示していますか？		10-12
ク 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		10-12

② 行為空間		
○ 案内カウンター		
・ サインによる案内誘導		
ア 案内カウンターのサインはわかりやすく表示されていますか？		6-9
・ 視覚障がい者への配慮		
ア 案内カウンターまで視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていますか？		10-12

チェック項目	○×△	ページ
イ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		10-12

○ トイレ		
・ サインによる案内誘導		
ア 離れた位置からトイレの位置サインを確認できますか？		6-9
イ 利用する際に目線で確認できる高さにサインにサインがありますか？		6-9
ウ トイレの機能（多目的、オストメイト対応など）は図記号を使ってわかりやすく表示してありますか？		6-9
・ 視覚障がい者への配慮		
ア トイレの位置を示す誘導用ブロック（点状）が設置されていますか？		10-12
イ 誘導用ブロックの位置に合わせて、トイレの種別や機能などを点字で表示していますか？		10-12
ウ トイレ入口には、必要に応じて、トイレ内の空間を認知できるよう触知案内図を設置していますか？		10-12
エ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		10-12

○ 各部屋（目的場所）		
・ サインによる案内誘導		
ア 目的地となる部屋などには、離れた場所からも確認できる位置サインを設置していますか？		15-17
・ 視覚障がい者への配慮		
ア 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		10-12

○ 休憩場所		
・ サインによる案内誘導		
ア 離れた場所からも確認できる位置サインを設置していますか？		15-17
・ 視覚障がい者への配慮		
ア 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		10-12

③ ソフト対応		
○ 人的対応		
・ 人的な案内誘導を行う場所（受付など）はわかりやすくなっていますか？		-
・ 困っている方に進んで声をかけていますか？		-
・ 相手の立場に立って、「明るく」「ていねい」にわかりやすく対応ができていますか？		-

チェック項目	○×△	ページ
<ul style="list-style-type: none"> 行き方がわからない方には、同行して案内を行っていますか？ 		

○ 案内誘導の体制と設備		
<ul style="list-style-type: none"> 人的な案内誘導を行う体制が整っていますか？ 		-
<ul style="list-style-type: none"> 筆談が必要な方に対応できるように、メモ用紙やペンを用意してありますか？ 		-
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者への「手引き」や「介助」に関する知識を得るようにしていますか？ 		-
<ul style="list-style-type: none"> 外国人を案内誘導する体制やパンフレットなどを準備していますか？ 		-

○ 管理運営		
<ul style="list-style-type: none"> 廊下などに荷物や器具を置かないようにしていますか？ 		-
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの直上だけでなく、近くにも障がいとなる物を置いていませんか？ 		-
<ul style="list-style-type: none"> 一時的に貼った紙などの案内誘導サインを貼ったままにしていますか？ 		-
<ul style="list-style-type: none"> 統一感のない紙などの案内誘導サインを多く貼っていませんか？ 		-
<ul style="list-style-type: none"> 触知案内図や点字表示部を清潔に保つように心がけていますか？ 		-

④ 案内サイン、誘導サイン、位置サイン、規制サイン		
○ 離れたところからの見つけやすさ		
<ul style="list-style-type: none"> 離れたところから目につくデザインですか？ 		15-17
<ul style="list-style-type: none"> 避難経路については、わかりやすい色で明示していますか？ 		15-17

○ 車いす利用者への配慮		
<ul style="list-style-type: none"> 表示部の高さは床上 0.8メートル～2.0メートル程度になっていますか？ 		15-17
<ul style="list-style-type: none"> 高い位置の文字は大きく表示していますか？ 		15-17

○ 見やすさ		
<ul style="list-style-type: none"> 近づいて見ることができるようになっていますか？ 		15-17
<ul style="list-style-type: none"> 人の往来に妨げられることなく見ることができますか？ 		15-17
<ul style="list-style-type: none"> 見やすい明るさが確保されていますか？ 		15-17

チェック項目	○×△	ページ
・ 照明や外光が反射しないようになっていますか？		15-17

○ 表示内容のわかりやすさ		
・ わかりやすい名称を使っていますか？		6-9
・ 使われている名称や記号などは統一されていますか？		8-9
・ 案内用図記号（ピクトグラム）はわかりやすいものとなっていますか？		8-9

○ 文字の読みやすさ		
・ 文字の大きさ（高さ）は、和文で10ミリメートル以上、英文などで7ミリメートル以上になっていますか？		6
・ 主要な文字の大きさは、和文で30ミリメートル以上、英文などで20ミリメートル以上になっていますか？		6
・ 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分に確保されていますか？		7
・ 書体はゴシック体など読みやすいものになっていますか？		6

⑤ 案内図		
○ 図は複雑でわかりにくくなっていますか？		6-9
○ 図の線、文字、記号の色は背景色と十分なコントラスト（明度差）が確保されていますか？		7
○ 案内する方向がわかるように、図の向きと建物の向きが一致していますか？		16
○ 現在位置はわかりやすく表示されていますか？		16
○ トイレやエレベーターなどの利用者がよく利用する設備はわかりやすく表示されていますか？		16
○ 周辺の景観や町並みなどの調和はとれていますか？		-
○ トイレなど、特定の目的地に正確に移動できるよう、触知案内図を設けていますか？		11-12
○ 触地図には一度に多くの情報を提供せず、優先順位の高い情報を提供していますか？		11-12

チェック項目	○×△	ページ
⑥ 非常時の情報伝達		
○ 非常警報設備		
・ わかりやすい場所に、適切な間隔で配置し誰もが利用しやすい高さに設けていますか？		14
・ 外部の人々にも非常警報を発信できるよう、音声や光を外部に発信できますか？		14
・ 外部からもわかりやすい場所に設けていますか？		14
○ 非常通報装置		
・ 多目的トイレなど、利用者が一人で使用する部屋には非常通報装置を設けていますか？		14
・ 人が倒れた場合にも操作ができる位置で操作しやすいものとしていますか？		14
○ 防災設備機器		
・ 避難誘導灯は、スピーカーや発光・点滅装置を併設していますか？		14
・ 避難誘導灯は、煙を避けるための低姿勢でも避難方向がわかるような位置のものを併設していますか？		14
・ 光走行式避難誘導装置を設置していますか？		14

6. 參考資料

大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアルの策定経緯

時 期	内 容	
平成20年 9月17日(水)	○大垣市ユニバーサルデザイン推進指針を決定	
平成22年 8月11日(水)	第1回有識者懇談会	○委員委嘱、先進事例研究、マニュアルの方針等について意見交換
平成22年 9月24日(金)	第2回有識者懇談会	○基本的な考え方やデザイン基準について意見交換
平成22年10月18日(金)	第3回有識者懇談会	○マニュアルの具体的な内容等について意見交換
平成22年11月 1日(月)	第4回有識者懇談会	○マニュアルの具体的な内容等について意見交換
平成22年11月13日(土)	ユニバーサルデザインのまちづくり講演会 場所：スイトピアセンター 6階 かがやき学習室6-3 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><講 演> 演題：「ユニバーサルデザインのまちづくり」 ~住んでよし、訪れてよし、すべての人に優しい、思いやりいっぱい のまち・大垣づくり~ 講師：鈴木 誠氏（岐阜経済大学経済学部教授・地域連携推進センター長）</p> <p><先進事例紹介> 講師：曾川 大氏（ユニバーサルデザイン・コンソーシアム事務局長・株式会社ユーティ・シー取締役）</p> </div>	
	第1回市民ワークショップ	○スイトピアセンターの現状把握と機能向上に向けた 改善点の整理 場所：スイトピアセンター6階 かがやき学習室6-2
平成22年11月23日(火・祝)	第2回市民ワークショップ	○市役所本庁舎の現状把握と機能向上に向けた改善点の整理、全体まとめ 場所：大垣市役所 4階 大会議室
平成23年 1月〇〇日(〇)	第5回有識者懇談会	○マニュアルの最終確認
平成23年〇〇月〇〇日(〇)	○大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアルを決定	

公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究 有識者懇談会設置要綱

（目的）

第1条 大垣市ユニバーサルデザイン推進指針（平成20年9月17日策定）に基づき、市民、事業者及び行政の協働によるユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向け、誰もが使いやすい公共施設づくりを目指し、（仮称）公共施設におけるユニバーサルデザインサインマニュアル（以下「マニュアル」という。）の素案を策定するため、公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）マニュアルの素案の策定に関すること。
- （2）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、ユニバーサルデザインに関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、マニュアルの素案の策定までとする。

（役員）

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を統括する。

（会議）

第6条 懇談会の会議は、座長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、

説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、大垣市企画部政策調整課に置く。

2 事務局員は、大垣市企画部政策調整課及び岐阜経済大学地域連携推進センターの職員をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月11日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、マニュアルの素案を策定した日に、その効力を失う。

公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会
名簿

区分	氏名	役職
座長	鈴木 誠	岐阜経済大学経済学部教授・地域連携推進センター長
委員	松本 英三	大垣女子短期大学デザイン美術科学科長・教授
	車戸 慎夫	株式会社車戸建築事務所代表取締役、大垣商工会議所まちづくり特別委員会委員長
	加藤 周三	株式会社加藤周三デザインプロダクト代表者、(社)日本グラフィックデザイナー協会会員
	曾川 大	ユニバーサルデザイン・コンソーシアム事務局長・株式会社ユーター・シー取締役

大垣市	企画部長	大江 英
	企画部政策調整課長	寺嶋 太志
	企画部政策調整課政策調整係長兼広域政策係長	小塩 敏成
	企画部政策調整課主査	堀本 直紀
	企画部政策調整課主事	井納 由起
	総務部契約課長補佐兼管財係長	森 憲司
	都市計画部建築課長補佐兼建築係長	奥村 公彦
	教育委員会事務局文化振興課文化振興係長	後藤 威博
	教育委員会事務局図書館長補佐兼図書第二係長	北村 彰夫

大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアル

発行 平成 23 年〇月〇日

岐阜県大垣市企画部政策調整課

〒 503-8601

岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地

電話：0584-81-4111 FAX：0584-81-3301

<http://www.city.ogaki.lg.jp/>